回 覧

雪下ろし命綱固定アンカー設置

補助金のご案内

みなかみ町では、屋根の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐため、命綱固定アンカー設置に要する経費の一部を補助します。

○補助対象となる工事

命綱固定アンカーの設置を業者に委託する工事が対象となります。
※自分で施工する場合は対象外です。



【アンカーの設置一例】

○補助対象者

※以下のすべてに該当する方
・町内に所在する住宅を所有している方(法人名義は対象外)
・町内に住民登録を行っている方、または住民登録を予定している方
※一戸建て住宅のうち、店舗・事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅は、延床面積の2分の1以上が住宅として利用しているものは対象となります。

○補助対象外の住宅

・克雪住宅(雪下ろしを要しない住宅)や既に屋根の雪下ろしの安全対策が行われている住宅
・ほかの補助制度により、命綱固定アンカーの設置に係る補助金の交付を受けたことがある住宅

○補助率(補助金額)

一　　般　対象工事費の２分の１以内（上限１０万円）
要援護世帯　対象工事費の３分の２以内（上限１５万円）

□ 申 請 窓 口　役場本庁 総務課 危機管理室　各支所住民係

□ 申 請 書 類　役場本庁・各支所に用意してあります。

問い合わせ先　役場総務課　危機管理室　電話25－5002

【要援護世帯とは】

１．高齢者世帯　次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
(1) 高齢者（満 65 歳以上の者をいう。ただし、当該高齢者が要介護認定を受けている場合は、満 60 歳以上の者とする。以下同じ。）のみで構成されている世帯（ひとり暮らしを含む。）
(2) 高齢者と児童（出生した日から１８歳に到達した後､最初に到来する 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。）のみで構成されている世帯

２．身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯

３．母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は父母のいない児童を養育する者のいずれかに該当し、かつ、世帯主以外の構成員が児童のみである世帯

４．特別児童扶養手当・児童扶養手当の受給を受けている世帯

５．その他の世帯
１から４までのいずれの世帯区分にも属さない世帯で１から４までの世帯の要件に類似する状態であると町長が認める世帯